

## 文書一覧

## 動物の一時保護契約書

動物の種類	犬・猫・その他( )	動物台帳番号	
頭数・匹数	頭 匹	MC番号	

## 動物の一時保護契約書

東日本大震災東京都動物救援本部(以下「甲」という。)と\_\_\_\_\_ (以下「乙」という。)とは、次のとおり動物の一時保護契約を締結する。

第1条 乙は東日本大震災により被災し、一時的に飼育が困難となった自らが所有する動物の一時保護を甲に委託するものとし、甲はこれを受諾するものとする。

第2条 契約期間は、契約締結日の平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。

2 乙が次条第1項の努力を行なったにもかかわらず、引き続き保護依頼をせざるを得なくなったときには、乙の申し出により、甲、乙の協議の上、契約満了日から1ヶ月を超えない範囲内で契約期間を延長することができるものとする。

3 契約期間の延長を行なうこととなったときは、この契約満了日から1週間以内に甲と乙との間で動物の一時保護契約の一部変更契約を締結するものとする。ただし、乙がやむを得ない理由により1週間以内に契約締結ができない旨の申し出があったときは、その期間を延長することができるものとする。

第3条 乙は、甲に保護を委託している間に、自らが飼育できる状態にするか、知人等に保護依頼を行うように努めるものとする。

2 乙は、契約期間中に自ら飼育できる状態になったとき又は知人等に保護依頼を行えるようになったときは、速やかにその旨を甲に連絡し、当該動物を引き取るものとする。

3 乙は、契約期間中に当該動物の所有権を放棄することとなったとき、又は放棄することが予測されることとなったときは、速やかにその旨を甲に連絡し、甲に対して所有権放棄書を提出するものとする。

第4条 契約期間が満了後、乙は1週間以内に動物を引き取らなければならないものとする。ただし、乙がやむを得ない理由により1週間以内に引き取りができない旨の申し出があったときは、甲、乙協議の上、その期間を延長することができるものとする。

第5条 契約期間が満了後、乙が前条の手続をとることなく1ヶ月が経過したときは、乙が動物の所有権を放棄したものとみなし、甲は、当該動物を新たな所有者等に譲渡できるものとする。この場合、乙は、甲が行った行為に対して異議を申し出ないものとする。

第6条 保護に関する経費は、甲の負担とするが、保護動物が犬の場合は、狂犬病予防法に基づく登録申請料及び狂犬病予防注射に関する手数料は、乙の負担とする。

第7条 甲は、自ら動物の保護を行うものとするが、保護施設の状況等により、善意で保護を申し出た者(以下「一時預かり」という。)に動物の保護依頼を行うことができるものとする。

第8条 甲及び一時預かりは、契約期間中、保護委託を受けた動物に関して適正な保護を行うものとするが、不可抗力による、当該動物の死亡、逃亡又は負傷に際しては、その責は負わないものとし、乙は、損害賠償等を求めないものとする。(一時保護中の治療等に関する費用は甲と乙で話し合う)

第9条 契約締結後の動物の保護施設への搬入及び契約満了後の動物の引き取りについては、乙が行なうものとする。

第10条 甲は個体識別のために乙の同意を得た上で、マイクロチップの注入をするものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名捺印のうえ、各自1通を所持する。

平成 年 月 日

甲 東日本大震災東京都動物救援本部 本部長 須田 沖夫 ㊟

乙 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ ㊟

電話番号 \_\_\_\_\_

同意書

## 同 意 書

東日本大震災東京都動物救援本部長

須田 沖夫 殿

平成 年 月 日

私は、下記動物の所有者として、貴本部に本動物の保護を依頼するにあたり不妊・去勢手術を受けることに同意いたします。なお、手術に関しては術後も含め一切の意義申し立てをいたしません。

氏名  印   
住所   
電話番号

### 記

動物種  犬・猫

種類  性別  雄・雌 毛色

名前

## 所有権放棄届

## 所有権放棄届

平成 年 月 日

東日本大震災東京都動物救援本部  
 本部長 須田 沖夫 殿

住所 〒

氏名 印 電話

私は、下記の動物の所有権を放棄し、無条件・無償にて貴救援本部に譲渡いたします。

この動物の取扱については、すべて貴救援本部にお任せし、今後いかなることについても一切の要求をしないことを申し添えます。

## 記

動物台帳番号 \_\_\_\_\_

犬 種類( \_\_\_\_\_、雑種)名前( \_\_\_\_\_ )年齢( 歳・若・中・老 )  
 毛色(茶・白・黒・薄茶・斑・ベージュ・ \_\_\_\_\_ )  
 性別(♂・♀・手術済・未手術)  
 特記事項( \_\_\_\_\_ )

猫 種類( \_\_\_\_\_、雑種)名前( \_\_\_\_\_ )年齢( 歳・若・中・老 )  
 毛色(トラ・キジ・クロ・シロ・マダラ・三毛・ \_\_\_\_\_ )  
 性別(♂・♀・手術済・未手術)  
 特記事項( \_\_\_\_\_ )

その他 種類( \_\_\_\_\_、雑種)名前( \_\_\_\_\_ )年齢( 月・歳・不明 )  
 性別(♂・♀・手術済・未手術・不明)

( )種ワクチン接種(未接種・接種[ 年 月 日])不妊手術(済・[ 月 日])  
 フィラリア(未処置・投薬月日 \_\_\_\_\_ )

狂犬病予防注射実施日( 月 日 )  
 狂犬病予防法登録番号( \_\_\_\_\_ )

## 誓約書

## 誓 約 書

東日本大震災東京都動物救援本部 御中

私は、下記の動物を譲り受けるに当たりまして、以下の譲渡条件を遵守し、飼育いたします。

年 月 日

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

電話 \_\_\_\_\_

< 譲渡動物 >

- ・動物管理番号：
- ・動物種：
- ・性別：
- ・生年月日：
- ・毛色：
- ・特徴：

譲渡条件

- 当該動物を家族として終生飼育すること。
- 飼い主としての責任を自覚し、動物の所有の明示をし、健康状態・年齢に合った適切な健康管理（予防接種等も含む）・生活環境・食事・運動などを提供すること。
- 不妊・去勢手術を受けさせること。（既に手術済みの場合もある）
- 犬の場合、狂犬病予防法に基づいて登録し、狂犬病予防接種を受けること。
- 近隣に迷惑をかけないように飼育すること。
- 「動物の愛護及び管理に関する法律」、「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」、「狂犬病予防法」及び各自治体の条例等を遵守すること。
- 当該動物他人に譲ったり、営利を目的とした行為を行ったりしないこと。
- 上記の条件が守られず、救援本部から当該動物の返還を求められた場合は、それに従うこと。
- やむをえない理由で、当該動物を飼い続けられなくなってしまった場合は、救援本部に連絡すること。
- 引き取り動物について救援本部から現況調査等の依頼がある場合には、調査に協力すること。
- 飼い主不明動物の場合、飼い主が判明し継続飼養を希望した際は飼い主に返還すること。

## 雇用契約書

## 雇用契約・承諾書

東日本大震災東京都動物救援本部  
本部長 須田 沖夫 殿

このたび下記により、東日本大震災東京都動物救援センターに常勤スタッフとして臨時雇用されるにあたっては、誠実かつ公正に職務を執行し、雇用期間が終了したときは異議なく退職することを承諾します。

## 記

- 1 勤務場所 東日本大震災東京都動物救援センター  
東京都日野市石田一丁目 236 番地 東京都動物愛護相談センター多摩支所隣接
- 2 職務内容 動物管理部門チーフとして保護動物の飼育管理業務、飼い主への返還業務、新しい飼い主への譲渡業務、動物舎の施設衛生管理業務、およびボランティアへの作業指示など。業務の遂行にあたっては、以下の3点に留意すること。
  - ① センター長、副センター長、その他スタッフとのコミュニケーションを十分にはかり、相互理解の上で業務を遂行していくこと。
  - ② 東京東日本大震災東京都動物救援本部の趣旨に沿うこと。
  - ③ 本センターの活動で知りえた個人情報および重要事項に関しては、一切の漏洩をしないこと。
- 3 雇用期間 平成23年10月 1日 から 平成24年 9月30日まで
- 4 雇用時間 午前 8時30分から 午後 5時15分まで（休憩 1 時間を含む実働7時間45分勤務）
- 5 賃 金 日給 7, 200円（勤務日数／月については別途協議のうえ定める）
- 6 賃金の支払 月の勤務終了後、翌月10日（営業日）以内に口座振替により一括して支払う。
- 7 その他 交通費は上限15, 000円の補助とする。車などで通勤する場合は、自宅から勤務地までの距離に対し、レギュラーガソリン代132円を15km/ℓで換算し支給する。  
※ 但し、ガソリン代は支給時点の東京都内平均価格とする。  
その他、本書面に定めのない事項については、双方で協議し円満に解決する。

平成 年 月 日

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ ㊞

## 【賃金振込金融機関】

\_\_\_\_\_ 銀行・信託銀行・信用組合 \_\_\_\_\_ 支店

普通預金・当座預金 口座番号 \_\_\_\_\_

口座名義(本人に限る) \_\_\_\_\_

## 契約の解除

平成 年 月 日

様

東日本大震災東京都動物救援本部

本部長 須田 沖夫 ㊟

### 契約解除通知書

当本部と\_\_\_\_\_様との間で、平成 年 月 日に締結いたしました「動物の一時保護契約」を、同契約第3条第2項に基づき、解除いたしましたので御通知申し上げます。

#### 記

##### 1. 契約解除事由について

所有者自ら飼育できる状態になった為

以上

## ボランティア募集について

### ボランティアの仕事の内容

以下の仕事について、各部門副センター長やボランティアチーフの指示に従い、御協力いただきます。

#### 1 収容した動物の世話

- (1) 犬 給餌、運動（散歩）、健康チェック、必要であれば治療補助など
- (2) 猫 給餌、運動（室内）、健康チェック、必要であれば治療補助など

#### 2 収容した動物の身の回りの世話

- (1) 犬舎・猫舎の清掃・消毒、運動スペース・ケージなどの清掃管理
- (2) 動物の敷物などの洗濯管理など
- (3) 動物の手入れ（シャンプー、グルーミング、ブラッシングなど）

#### 3 救援センターの運営維持

- (1) ユニフォームの洗濯、必要品の買出しなど
- (2) センター建物の維持管理（施設・設備の修繕や雑用・掃除）



## 東日本大震災東京都動物救援センターボランティア活動 概要

### 【作業内容】

- ・犬・猫の世話
- ・センター内の清掃
- ・トイレ掃除（人用）
- ・資材管理
- ・荷物運搬
- ・施設内改装工事

など、様々な作業がございます。

当日の振り分けは、現地チーフなどにより当日に行なわれます。

動物へのアレルギーなどがある場合は、必ず事前にご申告ください。

### 【当日について】

#### 集合時間

終日ご参加の際は、9時までに現地にお越しください。

朝9時より朝礼を行っております。

ご参加時間にご指定のある場合（午後～、11時～など）はそれまでにお越しください。

#### 服装

当日は、動きやすく汚れても良い服装でご参加ください。

日中、外で活動できるよう、帽子・タオルなど、暑さ対策をご持参ください。

また、天気の良い日は、合羽などの雨具を各自ご用意ください。

半ズボンのような足の見える服装は避けてください。

また、マスク、軍手はございますが、長靴、エプロンなどのご用意はございません。必要な場合はご持参ください（更衣室はございます）

サンダルでの犬のお散歩は危険です。スニーカー等歩きやすい履物をご用意ください。

それ以外のお持ちものにつきましては、ご自身で必要なものをお持ちください。

### 【昼食について】

午前中から午後にご参加いただく場合、昼食の用意をさせていただいております。

上記でご参加される際に不要な方は、その旨をご連絡ください。

また、お食事のアレルギー等につきましては、対応しかねますので御了承ください。

### 【アクセス（電車）】

住所：東京都日野市石田一丁目 236 番地

東京都動物愛護相談センター多摩支所隣接地

電話：042 - 582 - 5163

多摩都市モノレール万願寺駅より徒歩約 20 分



- ・多摩モノレール「万願寺駅」改札左側から地上に降ります。
- ・右手に「いなげや」がありますので、手前の路地を入ります（駐輪場が続きます）
- ・突き当たりを左、直ぐの曲がり角を右に曲がり、突き当たり（土手）を右に曲がります。
- ・前方に高い煙突が見えますのでそれを目印に真っ直ぐ進みます。
- ・「浅川水再生センター」を過ぎ「東京都動物愛護相談センター多摩支所」の建物正面右手脇の通用口を入ります。



#### 【ボランティア保険について】

センターでの作業につきましては、ボランティア保険（包括加入）に加入しております。

万が一「動物に咬まれた」「施設内で怪我をした」などの場合は動物舎チーフにご相談下さい。

保険会社：あいおいニッセイ同和損保

種類：グループ保険

基本契約：死亡・後遺症 200万円 / 入院一日 2000円 / 通院一日 1000円 / 食中毒、熱中症も含まれます。

#### 【お車でのご参加について】

こちらには、全ての方への駐車場の準備がございません。

駐車台数が限られているため、お車でのご参加はなるべく御遠慮ください。

万が一の事故、駐車中のいたずらによる傷などにつきまして当センターでは責任を負うことができませんので予めご了承くださいませ。

## 道案内

ボランティア各位

### 東京都動物愛護相談センターのご案内

場 所 : 東京都日野市石田1丁目236番地  
東京都動物愛護相談センター 多摩支所隣接

アクセス : 車でお越しになる方でナビで検索される場合は、必ず「東京都動物愛護相談センター 多摩支所」で探してください。「東京都動物愛護相談センター多摩支所」正門の脇に、当センターの入り口があります。

「東京都動物愛護相談センター多摩支所」 東京都日野市石田1丁目192-33

#### 【注意！】

日野市石田1丁目236番地の住所で検索された場合、「下水道局浅川水再生センター」の案内となり、分かりにくくなりますのでご注意ください。

最初に多摩モノレール「万願寺駅」、または「いなげや 日野万願寺駅前店」を指すと分かりやすいです。

以下、次ページの地図順路を参照ください。

## 道案内

## 【アクセス】

まずは多摩モノレール「万願寺駅」、または「いなげや日野万願寺駅前店」を目指してください。  
 付近にお着きになったら、次に「ポイント1 ★」を目指します。  
 ポイント1は、多摩川土手に沿った道にあります。  
 中央道の出口は「国立調布IC」で、日野方面に出ると、出た道が日野バイパスになります。  
 万願寺駅から多摩川土手に向かい、突き当たり(ポイント1 ★)を右折。その後はずっと直進です。



浅川水再生センターを右手に、多摩川土手を左手に見ながら直進していくと、日野市クリーンセンターの大きな煙突が見えてきます。クリーンセンターの手前右手が、「東京都動物愛護相談センター多摩支所」ですので、多摩支所ゲート右手にある細い通路から、東京都動物救援センターにお進みください。



ボランティア登録名簿

ボランティア登録名簿			
東日本大震災東京都動物救援センター			
氏名	男 女 ( 歳 )		一般・Web・その他 ( )
職業		電話番号	
住所			
＜活動可能日・曜日・時間＞			
長期：	年 月 日	～	年 月 日
短期：	年 月 日	～	年 月 日 までの 曜日
1日：	年 月 日		
ボランティア経験	有・無	活動内容	
ご自分が扱いなれている動物はいますか？			
動物種	飼育経験	どのようなお世話が可能ですか？	
	有 ( 年 ) ・ 無		
	有 ( 年 ) ・ 無		
	有 ( 年 ) ・ 無		
資格	トリマー・訓練士・ペットショップ経営・獣医・他 ( ) 運転免許 有 ・ 無 (種類 普通 )		
勤務先のボランティア休暇	有 ・ 無		
ボランティア保険について	加入している ・ 加入していない		
現在の健康状態	良好 ・ 不調		
持病の有無	無 ・ 有 ( )		
緊急時の連絡先			
	電話：		
携帯電話をお持ちですか？	無 有 番号：		
その他何かあればお書きください			
メールアドレス	携帯 パソコン		

## 保護者同意書

保護者様 各位

東日本大震災東京都動物救援本部  
 本部長 須田 沖夫  
 東日本大震災東京都動物救援センター  
 センター長 山口 千津子

## 「未成年のボランティア活動参加承諾書」ご提出のお願い

この度は東日本大震災東京都動物救援センター(日野市石田)でのボランティア活動へのご参加をご検討いただきありがとうございます。本センターでは、未成年者の活動参加に際して、保護者様にご了解を得ていることを確認するために「未成年のボランティア活動参加承諾書」の提出をお願いしております。

ボランティア活動の実施に当たっては、安全面の確保のためルールを定め管理していく所存でございますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

- ※ 下記承諾書の内容をご確認の上、署名・捺印いただき、きりとり線より下をFAXでお送りいただくか、初回活動参加の際にご提出ください。

----- きりとり線 -----

東日本大震災東京都動物救援本部  
 本部長 須田 沖夫 殿  
 東日本大震災東京都動物救援センター  
 センター長 山口 千津子 殿

## 未成年のボランティア活動参加承諾書

私は平成23年 月 日(～ 月 日)の間、東日本大震災東京都動物救援センターでのボランティア活動に、下記の者を参加させることを承諾いたします。活動参加においては、定められたルールを遵守する必要性を理解し、偶発的な事故や疾病による入院等が発生し、ボランティア活動保険の補償対象範囲を超えた場合において、貴団体の責任を問いません。

日 付 平成 年 月 日

参加者氏名 \_\_\_\_\_ 年齢 歳

学校名 \_\_\_\_\_

保護者住所 \_\_\_\_\_

保護者署名 \_\_\_\_\_ 印

緊急連絡先 \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_